

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

青森県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1. 東青地域

#### (1) 現況

本地域は青森県のほぼ中央部に位置し、地域の北部は陸奥湾と津軽海峡に面し、西部には中山山脈が縦走しており、南部には八甲田連峰がそびえている。

夏季は「ヤマセ」と呼ばれる偏東風の影響で冷涼な気候となり、冬季は季節風の影響で積雪が多くなっている。

地域の農業は、水稻が基幹となっているが、地域の南部に位置する中山間部では青森市浪岡地区を中心にりんごの一大産地が形成されている。農家数は減っているが、10ha以上の大規模農家は増加している。

近年、農村の過疎化、高齢化等により、農道やかんがい施設等の農業用施設の維持や農用地の保全管理が困難になってきている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 2. 中南地域

#### (1) 現況

本地域は青森県の南西部に位置し、地域の西部には岩木山、東部には八甲田連峰がそびえ、南部には白神山地を抱えており、平野部は地域の中央部にほぼ南北に開けている。

夏季は20℃前後（6月～9月）の過ごしやすい気温が続き、台風も比較的少なく、冬季は北西の風が強く寒冷で、積雪期間（12月～3月）が長くなっている。

地域の農業は、平野部の水稻とその周辺や山間部の緩傾斜地のりんごとの複合経営が主となっており、特にりんごは日本一の生産量を誇っている。また、八甲田の高冷地や岩木高原ではにんじん、だいこん、レタス等の野菜の栽培が、平野部では転作作物の大豆やトマトのハウス栽培が盛んである。

近年、農村の過疎化、高齢化等により、農道やかんがい施設等の農業用施設の維

持や農用地の保全管理が困難になってきている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 3. 三八地域

### (1) 現況

本地域は青森県の東南端部に位置し、南方は岩手県、西方は秋田県に接しており、緩やかな丘陵地帯が続く中を馬淵川、新井田川、五戸川が流れて東方の太平洋に注いでいる。

夏季は「ヤマセ」と呼ばれる偏東風の影響で冷涼な気候となるが、冬季は太平洋側気候の特徴である小雪多照となる。

地域の農業は、起伏のある地形を活かした畜産と畑作との複合経営が中心であり、にんにくや、ながいもを始めとする多様な野菜や、さくらんぼ、りんごなどの果樹、葉たばこの栽培や、養豚、養鶏が盛んである。農家数は減っているが、5ha以上の大規模農家は僅かに増加している。

近年、農村の過疎化、高齢化等により、農道やかんがい施設等の農業用施設の維持や農用地の保全管理が困難になってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 4. 西北地域

### (1) 現況

本地域は青森県の北西部に位置し、日本海に沿って南北に長く、地域の北部のほ

ぼ中央を岩木川が流れ、その両岸に平野部が広がり、南部には岩木山がそびえている。

夏季は内陸型の高温多湿であるが、北部では「ヤマセ」の影響を受けやすく、冬季は多雪で日本海側からの西風が強く地吹雪が多発する。

地域の農業は、岩木川の両岸に広がる肥沃な平野部での水稲が基幹となっているが、転作作物の小麦、大豆の栽培も盛んである。また、北津軽の南部ではりんごの産地が形成されているほか、北西部に位置する屏風山地帯では砂地を利用したメロン、すいかなどの栽培が盛んである。農家数は減っているが、5ha以上の大規模農家は増加している。

近年、農村の過疎化、高齢化等により、農道やかんがい施設等の農業用施設の維持や農用地の保全管理が困難になってきている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 5. 上北地域

### (1) 現況

本地域は青森県の東南部に位置し、太平洋と陸奥湾及び八甲田山系に囲まれたほぼ平坦な台地で、地域の南側に十和田湖を源とする奥入瀬川が西から東へ流れ、太平洋に達している。また、北部太平洋側は低地が多く、小川原湖等の湖沼が点在している。

夏季は「ヤマセ」の影響で低温多湿及び日照不足となり、冬季は北西の季節風が強く山間部で積雪が多くなっているが、平野部は太平洋側気候の特徴を示し、乾燥して比較的積雪は少なくなっている。

地域の農業は、野菜と肉用牛などの畜産との複合化が進んでおり、特に野菜は、夏季の「ヤマセ」の影響から、ながいも、にんにく、だいこん、にんじんなどの根菜類を主として作付し、その作付面積は県全体の半数以上を占めており、一大産地が形成されている。水稲を中心としながらも内陸では畑作や酪農も行われている。5ha以上の大規模農家は地域別で最も多くなっている。

近年、農村の過疎化、高齢化等により、農道やかんがい施設等の農業用施設の維持や農用地の保全管理が困難になってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、

法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 6. 下北地域

### (1) 現況

本地域は本州の最北端に位置するまさかり型の半島で、東部は丘陵台地、中部は低地、中西部は標高700m台の山地、西部は大間・佐井の海岸丘陵地帯となっている。

気候は複雑な地形や海洋等の影響を受け、東側は太平洋側気候に属し、夏季の6月から7月にかけて「ヤマセ」が吹き、低温多湿と日照不足となる。また、降水量は太平洋が少なくなっている。

地域の農業は、夏季の冷涼な気候と恵まれた草資源を活かした畜産業と野菜栽培畜産業が盛んである。野菜はだいこん、ながいもの大規模な産地が形成されている。農家数は他地域と異なり全経営規模で減少しており、農道やかんがい施設等の農業用施設の維持や農用地の保全管理が困難になってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進

すべき区域を適切に含めるものとするとしている。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

### 第3 促進計画の作成に関する事項

#### 1. 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

#### 2. 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

#### 3. 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

#### 4. 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

#### 5. 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

農業者団体等の取組を促進する観点から、県、市町村、農業者団体等から構成する青森県多面的機能支払推進地域協議会（仮称）の活用等について、必要に応じて定めることとする。

### 第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

#### 1. 第三者委員会等による評価

法第3条第3項1号に掲げる事業と3号に掲げる事業は事業が効果的に実施され

るよう、それぞれ第三者委員会を設置することにより、施策の点検及び効果の評価を行うこととする。

また、2号に掲げる事業は「青森県中山間地域対策協議会」により、施策の点検及び効果の評価を行うこととする。

## 2. 関係者間における連携・推進体制

法第3条第3項各号の事業の推進に当たっては、青森県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施する。

なお、法第3条第3項第1号については、実施主体であった青森県農地・水環境保全向上対策地域協議会が改名した青森県多面的機能支払推進地域協議会（仮称）を設置し、推進体制に位置付けることとする。